

県有財産（物品）の売払いに係る入札説明書

この入札説明書は、県有財産（物品）の売払いについて、静岡県が行う一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ守らねばならない事項を定めるものとする。

1 競争入札に付する事項

(1) 品名及び予定数量等

入札番号	物品名	台数	初度登録年月	予定価格 (最低売却価格)	入札保証金	走行距離
CB202601	H12 マイクロバス24人乗 日産自動車 シビリアン	1台	平成12年 1月	400,000円	40,000円	55,682km

(2) 物件の仕様等

物件の現状等については、紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネットオークションサイト（以下「K S I 官公庁オークション」という。）の物件詳細を参照すること。

（アドレス <https://kankocho.jp>）

(3) 引渡し場所

静岡県が指定する場所（静岡市葵区内）

(4) 入札の方法

インターネット売却による期間入札

2 入札参加者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

(3) 静岡県が定める「静岡県インターネット公有財産売却ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるオークションに関する利用規約及びガイドライン等の内容を承諾し、遵守することができるものであること。

(4) 3により、あらかじめ参加の申込みを行った者であること。

3 入札参加の申込み

(1) 参加仮申込み

入札参加希望者は、令和8年9月9日(水)午後1時から令和8年9月29日(火)午後2時までにK S I 官公庁オークションを利用してあらかじめ参加仮申込みを行うこと。

(2) 参加本申込み

入札参加希望者は、仮申込み手続きが完了した後、公有財産売却一般競争入札参加申込書に入札保証金に関する約定書、個人にあっては住民票の写し（マイナンバーのないもの）又は「ガイド

ライン」に示すいずれかの必要書類、法人にあっては履歴事項の全部証明書（写し可）及び役員等（監査役を除く商業登記されている全ての役員）の名簿を添付して、令和8年9月9日(水)午後1時から令和8年9月29日(火)午後2時まで（郵送の場合は、令和8年9月29日(火)までの消印があるものを有効とする。）に静岡県出納局用度課へ提出し、一般競争入札への参加を申込むこと。

なお、期限までに入札参加申込書を提出しない場合は、入札に参加できないものとする。

4 入札保証金

入札参加者は、入札保証金 40,000円を県の指定する方法により納付すること。

なお、納付方法については、K S I 官公庁オークションの物件詳細により確認すること。

5 入札物件の下見会

(1) 日時

令和8年9月16日(水) 午前10時からと午後2時から 2回

(2) 下見会集合場所

静岡県庁本館1階 出納局用度課

(3) 下見会に関する申込み

下見会へ参加を希望する者は、下記(4)にある問い合わせ先へ事前に申込むこと

(4) 問い合わせ先

静岡県出納局用度課車両班（電話054-221-2393）

住所 静岡県静岡市葵区追手町9-6

6 入札の期間及び開札

(1) 入札の期間

インターネット売却による期間入札

令和8年10月14日(火) 午後1時から令和8年10月21日(火) 午後1時まで

(2) 入札の方法

K S I 官公庁オークション上で入札価格を登録すること。ただし、登録は一度しか行うことができない。

(3) 入札の場所

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネットオークションサイト上のホームページ

アドレス <https://kankocho.jp>

(4) 開札の日時

令和8年10月21日(水) 午後1時

(5) 開札の方法

開札は、K S I 官公庁オークションにより行うものとする。

7 入札の無効

2の入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

8 落札者決定の方法

K S I 官公庁オークション上で売却物件ごとに有効な入札を行った者のうち、予定価格以上の価格で、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該最高価格での入札者が複数いる場合はくじ（自動抽選）により決定する。

9 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。
この中止における損害は、入札者の負担とする。

10 契約保証金の納付

- (1) 落札者は、契約時に契約保証金を納付する。
- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、4の入札保証金を全額契約保証金に充当する。

11 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して7日（静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第8号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、参入しない。）以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結するものとする。契約を締結しない場合は、その落札は無効とし、入札保証金は県に帰属する。
- (2) なお、やむを得ない理由があると静岡県が認める場合は、その期間を延長することができる。

12 売買代金の納付

売買代金は、落札者が入札した金額とする。

なお、支払い金額は、10により売買代金へ充当した契約保証金を除いた残金を納付することとし、
県が指定する方法により令和8年11月4日（水）午後2時30分までに納付すること。

13 所有権の移転

売買物件の所有権は売買代金納付が完了した時点で契約者に移転する。

14 売買物件の危険負担

売買物件の危険負担は、契約締結と同時に契約者に移転する。契約締結から引渡しまでの間に、当該物件が静岡県の責に帰すことのできない事由により滅失またはき損した場合には、静岡県に対して売買代金の減額を請求することはできない。

15 売買物件の引渡し

契約者は、(1)に掲げる期限までに(2)に掲げる場所で現状のままで引き渡すものとする。

(1) 引渡しの期間

所有権移転（代金納付日）から30日以内

(2) 引渡し場所

静岡県が指定する場所（静岡市葵区内）

(3) 引渡しに伴う費用等

売買物件の引渡し及び登録等に伴う一切の費用は、全て落札者の負担とし、引渡し後の不調・故障等については、一切保証しない。

16 その他

この説明書に定めのない事項については、法令の定めるところによるものとする。

17 本件に関する問い合わせ先

郵便番号	〒420-8601
所在地	静岡県静岡市葵区追手町9番6号
機関名	静岡県出納局用度課車両班
電話番号	054-221-2393